

にしひら社会保険労務士事務所

事務所便り

連絡先：〒830-0033
福岡県久留米天神町 1 丁目 1 米城ビルディング 9 階
電話/FAX：0942-55-4200
営業時間：9:00～18:00 定休日：土・日・祝



「育児休業等給付専用のコールセンター」が設置されています

◆複雑化する実務

今年施行された改正育児・介護休業法の施行に伴い、従来の育児休業給付金に加え、出生後休業支援給付金や育児時短就業給付金等新設され、申請書類や要件等がそれぞれ異なり、実務が複雑化してきています。そして、申請から給付まで、時間がかかることも問題になっています。

◆コールセンターの設置

厚生労働省は、それらの問題を踏まえ 11 月 17 日に「育児休業等給付専用のコールセンター」を設置しました。育児休業等給付に関する制度内容や申請手続、電子申請の処理状況の目安に関して、問い合わせに応じてもらえます。

◆問い合わせの対象となる給付金

- ・育児休業給付金（支給期間の延長を含む）
- ・出生時育児休業給付金
- ・出生後休業支援給付金
- ・育児時短就業給付金

◆問い合わせの対象となる内容

- ・給付金の内容や支給要件を知りたい
- ・支給額がどのように計算されるか知りたい
- ・給付金の申請手続を知りたい
- ・支給時期や電子申請の処理の目安を聞きたい

※具体的な支給日の回答は行われない

実務担当者にとっては、制度理解と、申請手続の管理、そして社内体制整備が必須実務

となるでしょう。

【厚生労働省「育児休業等給付専用のコールセンターを設置します」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001593629.pdf>

子ども・子育て支援金について

全国健康保険協会は、令和 7 年 11 月 28 日に開催された全国健康保険協会運営委員会の資料として「子ども・子育て支援金について」を公開しました。

◆子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策（児童手当の拡充、妊婦への支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付および育児時短休業給付、国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る保険料の免除）のための特定財源として、令和 8 年度から 10 年度にかけて段階的に導入されます。

◆開始時期と徴収方法

令和 8 年 4 月分（5 月末納付分）より、労使折半で子ども・子育て支援金を負担します。医療保険料と同様、毎月の賃金ならびに賞与から徴収されることになっており、産休中や育休中の場合は免除されます。制度の適用開始は、任意継続被保険者も同様です。

◆支援金率と年収別の負担額

負担額は、標準報酬月額ならびに標準賞与額に支援金率を乗じて求められます。支援金率は国が一律で定めることとされており、0.24%から段階的に引き上げられ、令和 10 年

度に 0.4%になる予定です。被保険者一人当たりの平均負担額は、令和 8 年度では 450 円、令和 9 年度では 600 円、令和 10 年度では 800 円と見込まれています。

◆給与明細への表示

こども家庭庁の事務連絡(2025. 6. 18)において、被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務とはなっていません。ただし、制度への理解・協力を促す観点から、給与明細書には医療保険料等と区別して表示することが望ましいでしょう。

従業員への説明や給与明細の修正対応ができるよう、理解と準備をしておきましょう。

【全国健康保険協会「子ども・子育て支援金について」】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/direction/dai138kai/2025112814.pdf>

もにす認定制度をご存じですか？

もにす認定制度とは、障害者の雇用の促進および雇用の安定に関する取組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度です。認定事業主になると、以下のメリットがあります。なお、認定に有効期限はありません。

◆障害者雇用優良中小事業主認定マークが利用できる

事業主の広告や労働者の募集の用に供する広告や商品等に認定マーク（愛称：もにす（企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて「ともにすむ」という思いが込められている））を付すことができます。

◆周知広報の対象となる

認定事業主の情報は、厚生労働省および都道府県労働局のホームページに掲載されます。また、ハローワークの求人票に認定マークが表示されます。

そのほかにも、公共調達等における加点点評価を受けられたり、日本政策金融公庫の低利融資対象となったりする場合があります。

◆認定事業主になれるのは？

常時雇用する労働者が 300 人以下の中小事業主であって、

- ① 障害者雇用への取組み、取組みの成果、それらの情報開示の 3 項目について、項目ごとの合格最低点に達しつつ、合計で 50 点中 20 点以上を獲得すること
- ② 法定雇用率を達成していること
- ③ 過去に認定を取り消された場合、取消しの日から起算して 3 年以上経過していること
- ④ 雇用関係助成金の不支給措置を受けていないこと 等

の基準を満たした場合に認定事業主になります。なお、認定の申請は、事業主の主たる事業所を管轄する都道府県労働局で行います。

◆制度見直しの動き

厚生労働省は、もにす認定の基準を、より質を的確に評価する内容に見直し、新たに大企業も対象に加える等の案を、「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」に示しました。今後の制度見直しの動きにも注目です。

【厚生労働省「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）」】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

1 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

13 日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]

2 月 2 日

- 給与支払報告書の提出＜1 月 1 日現在のもの＞ [市区町村]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]